

# 石川県公報

平成30年3月30日  
第13092号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示	公 告
○指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課) 1	○平成30年度調理師試験公告 (健康推進課) 17
○県道の区域の変更 (道路整備課) 1	○第12次鳥獣保護管理事業計画の変更公告 (自然環境課) 17
○県道の供用の開始 (同) 2	○第二種特定鳥獣管理計画の策定公告 (同) 17
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2	○鳥獣捕獲等事業の認定公告 (同) 17
○土砂災害警戒区域の指定 (同) 4	○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 18
○土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 4	○国土調査の成果認証公告 (農業基盤課) 19
○土砂災害特別警戒区域の解除 (同) 5	○基本測量実施公告 (監理課) 20
○都市計画の決定 (都市計画課) 5	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 20
○都市計画の変更 (同) 6	<b>選挙管理委員会</b>
○景観保全型広告整備地区の指定 (同) 6	○政治団体の届出の公表 20
○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同) 8	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 21
○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同) 9	○政治団体の解散の届出の公表 21
○広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定 (同) 9	

## 告 示

### 石川県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771700265	社会福祉法人 長寿会	長寿園居宅サービスセンター第二ステーション 鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3	居宅介護支援	平成30年 2月26日
1740240245	有限会社 瀬川薬局	瀬川薬局居宅介護支援事業所 七尾市鍛冶町50番地	〃	平成30年 3月1日

### 石川県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢田鶴浜線	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市粟崎町四丁目78番151地先から 金沢市粟崎町四丁目1番11地先まで		20.00～21.10	765.2	
〃	下記区間を道路区域に編入する。				〃
	金沢市湊三丁目3番2地先から 河北郡内灘町字向粟崎ぬ2番2地先まで		6.90～57.40	3,719.7	
珠洲里線	輪島市町野町川西ニ109番1地先から 輪島市町野町川西ニ73番3地先まで	旧	4.99～6.36	78.9	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	5.21～15.71	78.9	

### 石川県告示第128号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
珠洲里線	輪島市町野町川西ニ109番1地先から 輪島市町野町川西ニ73番3地先まで	平成30年3月30日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第129号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 神代急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次直線で結んだ線並びに標柱7号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志賀町神代ヤ13番	1号
〃 〃 五19番	2号
〃 〃 ク68番	3号
〃 〃 61番	4号
〃 〃 ク10番1	5号
〃 〃 ヤ2番	6号
〃 〃 〃9番	7号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 田岸急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線並びに標柱8号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
七尾市中島町田岸へ4番	1号
〃 〃 ハ77番2	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 へ6番1	4号
〃 〃 ハ85番2	5号
〃 〃 〃 〃	6号
〃 〃 へ9番	7号
〃 〃 〃 7番	8号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

### 3 下唐川急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次直線で結んだ線、標柱11号及び標柱12号を一般県道桂谷川島線に沿って結んだ線、標柱12号から標柱16号までを順次直線で結んだ線並びに標柱16号及び標柱1号を昭和63年3月22日建設省告示第871号で指定した下唐川砂防指定地に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
鳳珠郡穴水町字下唐川ラ48番2	1号
〃 〃 〃 26番	2号
〃 〃 〃 24番	3号
〃 〃 〃 17番	4号
〃 〃 ナ40番	5号
〃 〃 〃 〃	6号
〃 〃 〃 46番乙	7号
〃 〃 ト212番	8号
〃 〃 〃 216番1	9号
〃 〃 〃 217番甲	10号
〃 〃 〃 〃	11号
〃 〃 〃 223番	12号
〃 〃 ラ30番甲1	13号
〃 〃 ト226番	14号
〃 〃 〃 227番1	15号
〃 〃 〃 231番1	16号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

### 4 金比羅1号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次直線で結んだ線並びに標柱6号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
鳳珠郡穴水町字川島ハ85番1	1号
〃 〃 コ5番	2号
〃 〃 〃 4番2	3号
〃 〃 〃 1番	4号
〃 〃 ハ65番1	5号
〃 〃 〃 66番1	6号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦



石川県知事 谷 本 正 憲

中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
上沢野	七尾市沢野町上沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 石川県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
涌波2号	金沢市涌波2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
大桑1号	金沢市大桑町	〃	〃	〃	〃
田上本	金沢市田上本町	〃	〃	〃	〃
下藤又	津幡町下藤又	〃	〃	〃	〃
鳥屋尾	津幡町鳥屋尾	〃	〃	〃	〃
中山1号	津幡町中山	〃	〃	〃	〃

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
福留	七尾市三室町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
福浦1号	〃	〃	〃	〃	〃

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
大谷1号	珠洲市大谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課、奥能登土木総合事務所分室地域整備課、奥能登土木総合事務所分室維持管理課及び珠洲土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 石川県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定した。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦 覧 場 所
川北都市計画道路 3・5・1号松本福島線	決定する区域 能美郡川北町字橋、字橋新及び字朝日の各一部	石川県土木部都市計画課及び川北町土木課

### 石川県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画道路 3・6・3号小立野旭町線	追加する区域 金沢市小立野二丁目、小立野一丁目及び旭町一丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画公園 5・5・5号金沢城公園	変更する区域 金沢市丸の内及び尾山町の各一部	〃
白山都市計画道路 3・3・3号横江松本線	変更する区域 白山市松本町及び石立町の各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画道路 3・4・22号水島美川大橋線	変更する区域 白山市末正町及び長屋町の各一部	〃
白山都市計画道路 3・4・23号湊小松線	削除する区域 白山市湊町の一部	〃
白山都市計画道路 3・5・54号松本福島線	追加する区域 白山市松本町、石立町、阿弥陀島町、北島町、米光町、井関町、手取町、末正町、長屋町及び湊町の各一部	〃
能美都市計画道路 3・4・5号根上小松線	削除する区域 能美市吉原町及び福島町の各一部	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画道路 3・5・19号高堂泉台線	変更する区域 能美市湯谷町の一部	〃
能美都市計画道路 3・5・33号松本福島線	追加する区域 能美市吉原町の一部	〃

### 石川県告示第135号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第1項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成30年10月1日から施行する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
  - (1) 穴水国道249号等沿線景観保全型広告整備地区
  - (2) 七尾国道249号等沿線景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域
  - (1) 穴水国道249号等沿線景観保全型広告整備地区

道路名	区 間	区域(道路境界線から)
一般国道249号	鳳珠郡穴水町字曾福ナ24番1地先から 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦ル107番1地先まで	山側100メートル以内
	鳳珠郡穴水町字中居口之部4番1地先から 鳳珠郡穴水町字比良い之部1番地先まで	
県道能都穴水線	鳳珠郡穴水町字竹太壱11番2地先から 鳳珠郡穴水町字比良ユ之部47番2地先まで	
一般国道249号	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦ル107番1地先から 鳳珠郡穴水町字大町ろ10番地先まで	
	鳳珠郡穴水町字川島ワ126番2地先から 鳳珠郡穴水町字中居口之部4番1地先まで	

## (2) 七尾国道249号等沿線景観保全型広告整備地区

道路名	区 間	区域(道路境界線から)
一般国道160号	七尾市庵町ノ45番4地先から 七尾市大泊町藤巻1番1地先まで	山側100メートル以内
県道庵鷺浦大田新線	七尾市庵町ノ45番4地先から 七尾市大田町式〇7番2地先まで	
七尾市道和倉2号線	七尾市奥原町四3番1地先から 七尾市奥原町下368番地先まで	
農道奥原39号線	七尾市奥原町下368番地先から 七尾市奥原町下265番1地先まで	
農道舟尾60号線	七尾市舟尾町東82番地先から 七尾市舟尾町西44番地先まで	
七尾市道舟尾18号線	七尾市舟尾町西44番地先から 七尾市舟尾町西53番地先まで	
農道川尻23号線	七尾市舟尾町西53番地先から 七尾市白浜町4番1地先まで	
七尾市道白浜1号線	七尾市白浜町4番1地先から 七尾市白浜町162番1地先まで	
農道白浜38号線	七尾市白浜町162番1地先から 七尾市白浜町348番1地先まで	
七尾市道白浜1号線	七尾市白浜町348番1地先から 七尾市白浜町318番地先まで	
農道白浜39号線	七尾市白浜町318番地先から 七尾市中島町塩津△134番1地先まで	
七尾市道塩津海岸線	七尾市中島町塩津△134番1地先から 七尾市中島町塩津△35番3地先まで	
農道七尾西湾農道	七尾市中島町塩津△35番3地先から 七尾市中島町塩津22番20地先まで	
七尾市道柳浦木崎線	七尾市中島町塩津22番20地先から 七尾市中島町笠師南113番地先まで	
農道湾岸笠師岩崎線	七尾市中島町笠師南113番地先から 七尾市中島町笠師下149番1地先まで	
七尾市道下笠師筆染線	七尾市中島町笠師下149番1地先から 七尾市中島町笠師下171番1地先まで	

農道湾岸笠師岩崎線	七尾市中島町笠師下171番1地先から 七尾市中島町中島拓8地先まで
県道長浦中島線	七尾市中島町長浦9部10番2地先から 七尾市中島町中島式六90番2地先まで
県道長浦小牧線	七尾市中島町長浦子23番1地先から 七尾市中島町小牧レ85番1地先まで
一般国道249号	七尾市中島町小牧レ83番1地先から 七尾市中島町横見ヌ5番地先まで

### 石川県告示第136号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成30年石川県告示第135号（以下「告示」という。）により指定した穴水国道249号等沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成30年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

穴水国道249号等沿線景観保全型広告整備地区は、内浦特有の優美な海岸景観や風土に培われた文化的な景観など、優れた里海景観を有しており、その保全と活用に向けた取組みが進められてきた。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

#### 2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>15平方メートル以内とすること。</li> <li>一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</li> </ol> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。</li> <li>一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</li> </ol> </li> </ol>



	(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。 高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。
--	--

**石川県告示第137号**

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成30年石川県告示第135号（以下「告示」という。）により指定した七尾国道249号等沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成30年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

七尾国道249号等沿線景観保全型広告整備地区は、内浦特有の優美な海岸景観や風土に培われた文化的な景観など、優れた里海景観を有しており、その保全と活用に向けた取組みが進められてきた。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。 表示面積（1住所等当たり） 1 15平方メートル以内とすること。 2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。 高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。
案内誘導広告物	表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はY Rの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。 設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。 表示面積（広告物等1基当たり） 1 1面の表示面積は15平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。 2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。 (1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。 (2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。 高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。

**石川県告示第138号**

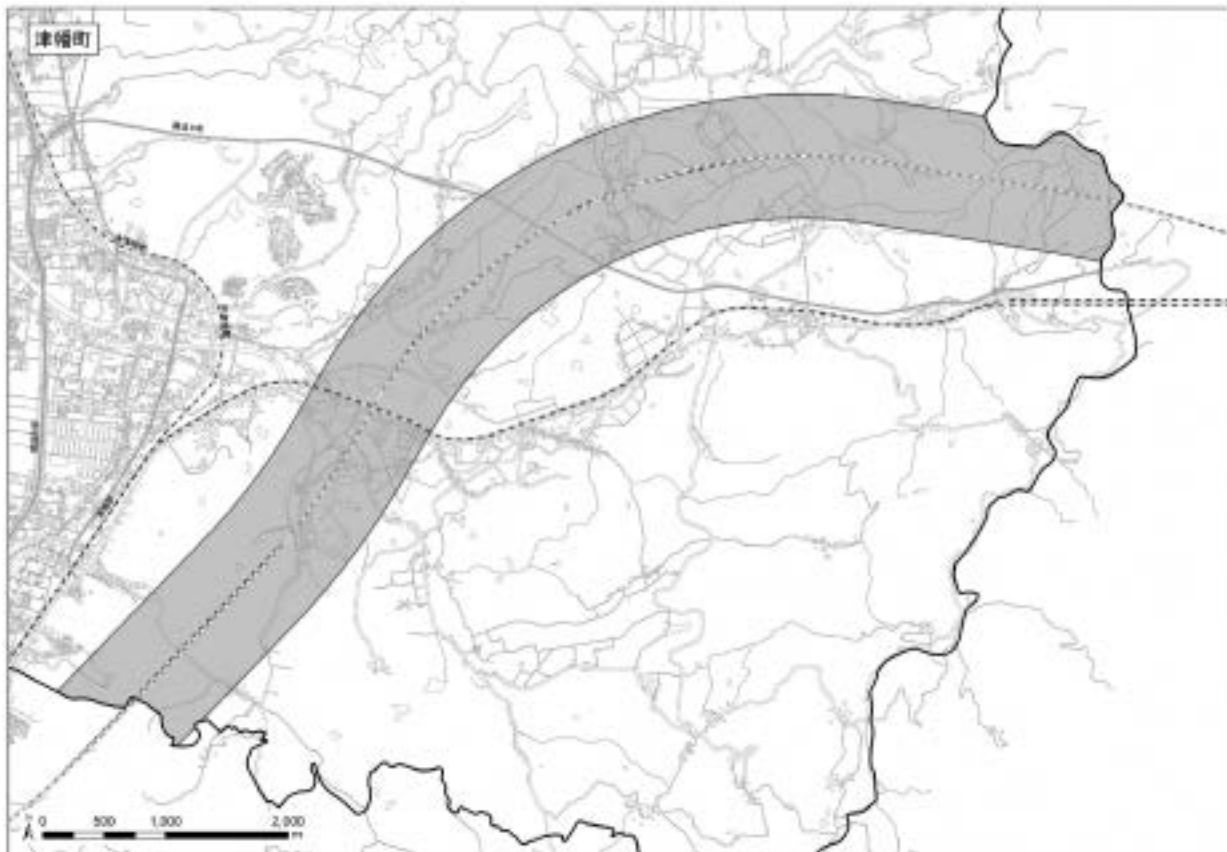
いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第12号及び第13号の規定により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、平成30年4月1日から施行する。

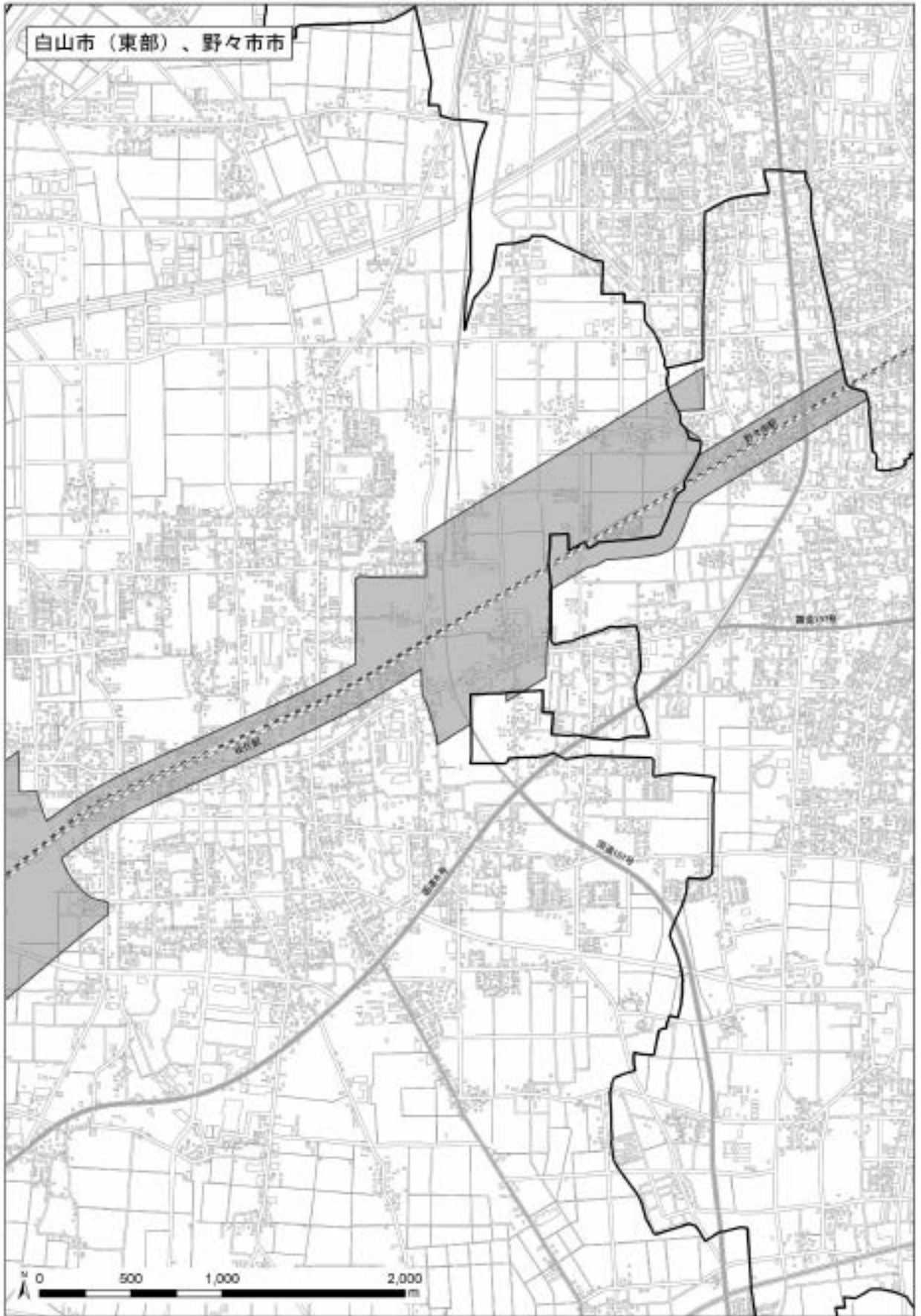
平成30年3月30日

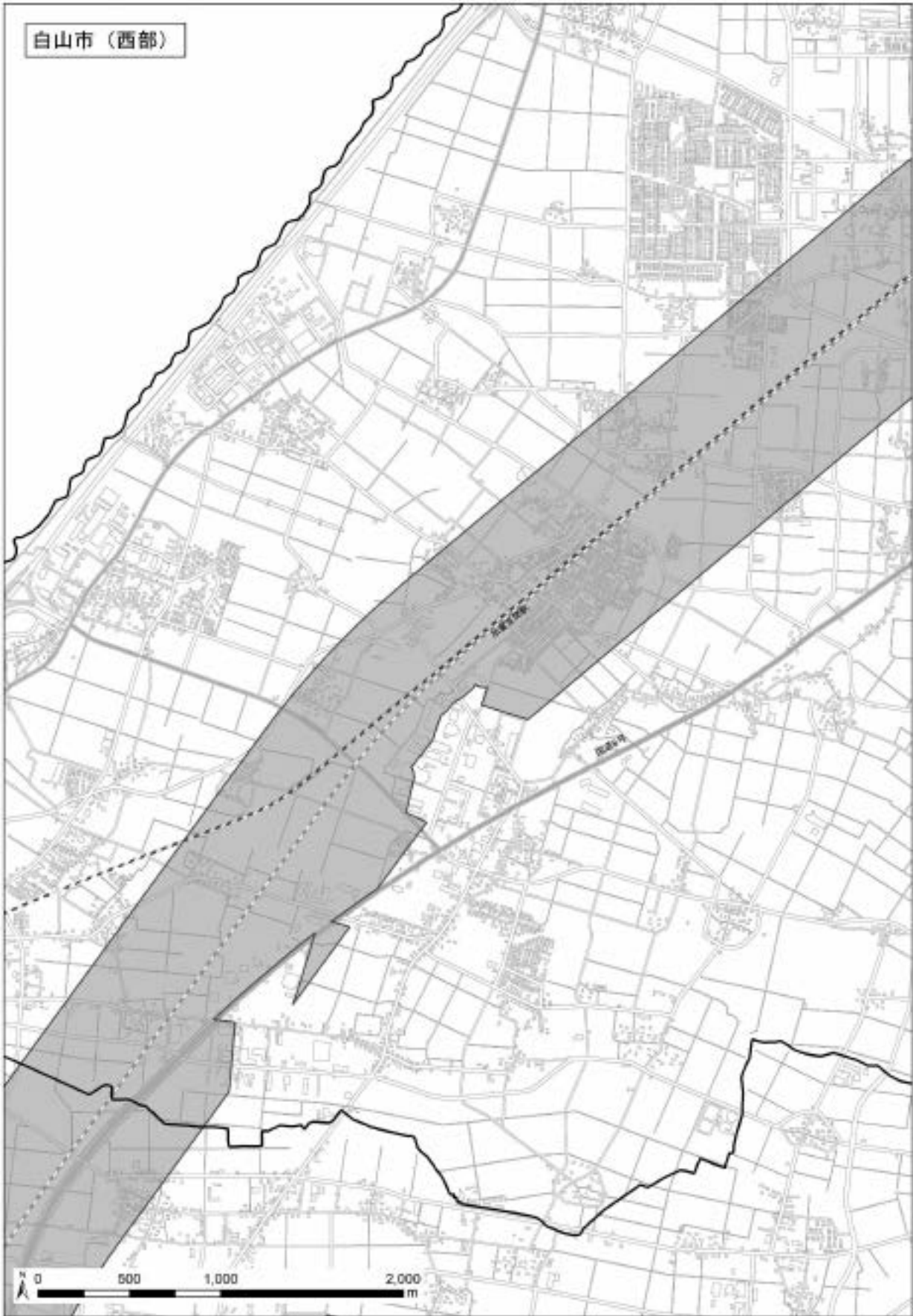
石川県知事 谷 本 正 憲

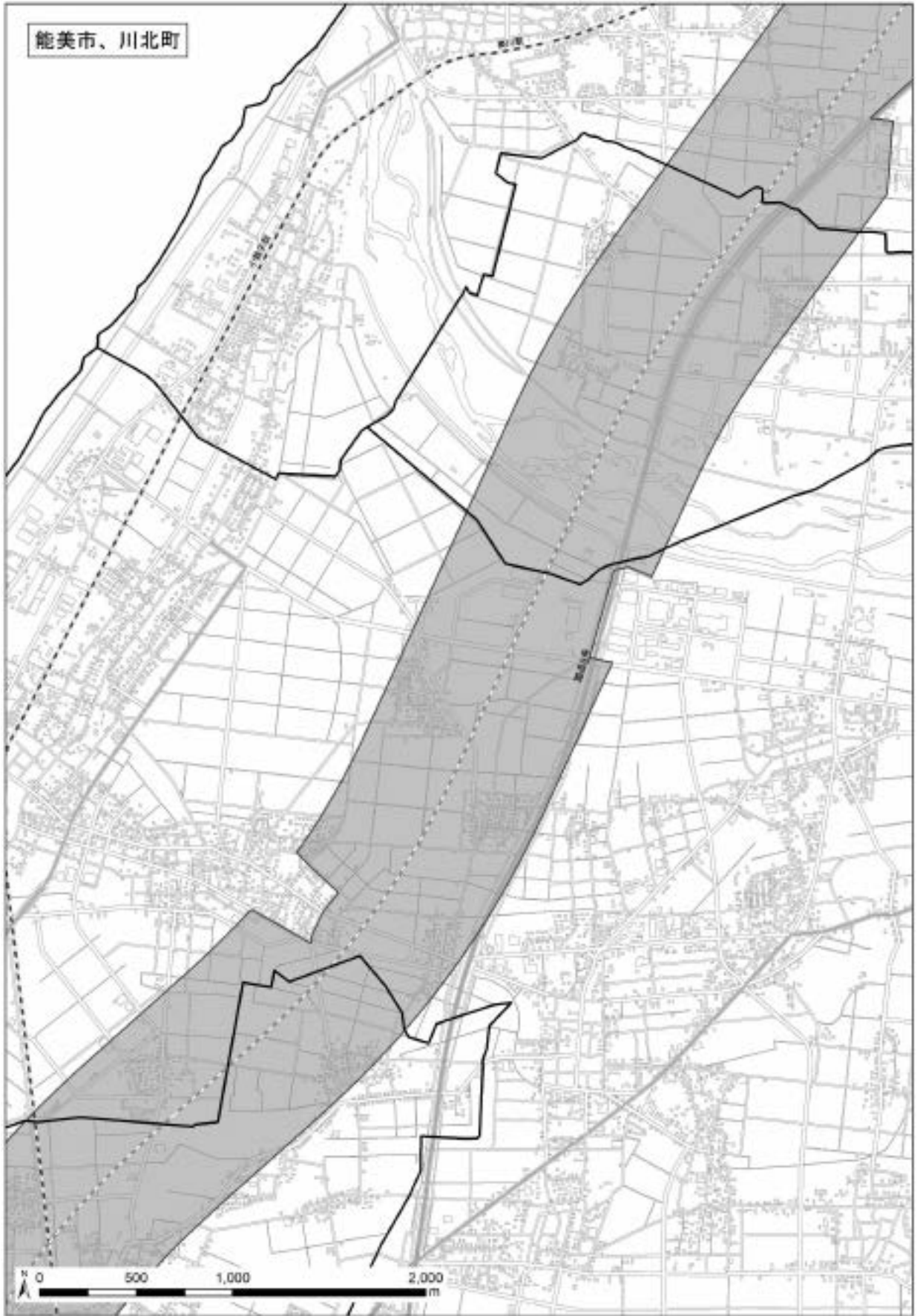
条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

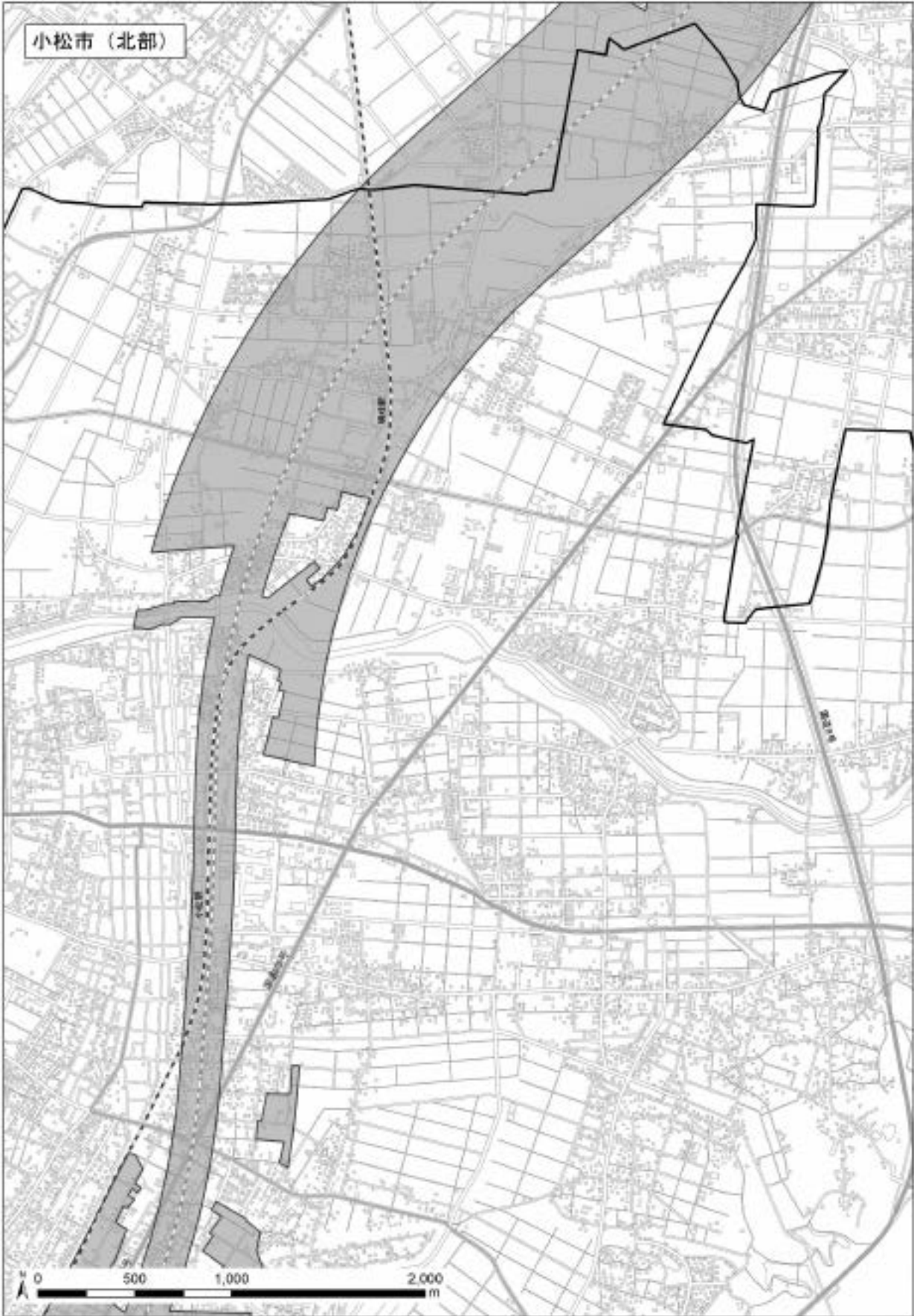
鉄道名	区 間	区域 (線路敷境界線から)	左欄の区域に係るいしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県規則第38号)第26条各号に掲げる禁止地域の区分
北陸新幹線	県内の全区間	両側500メートル以内のうち次の図のとおり	第一種禁止地域

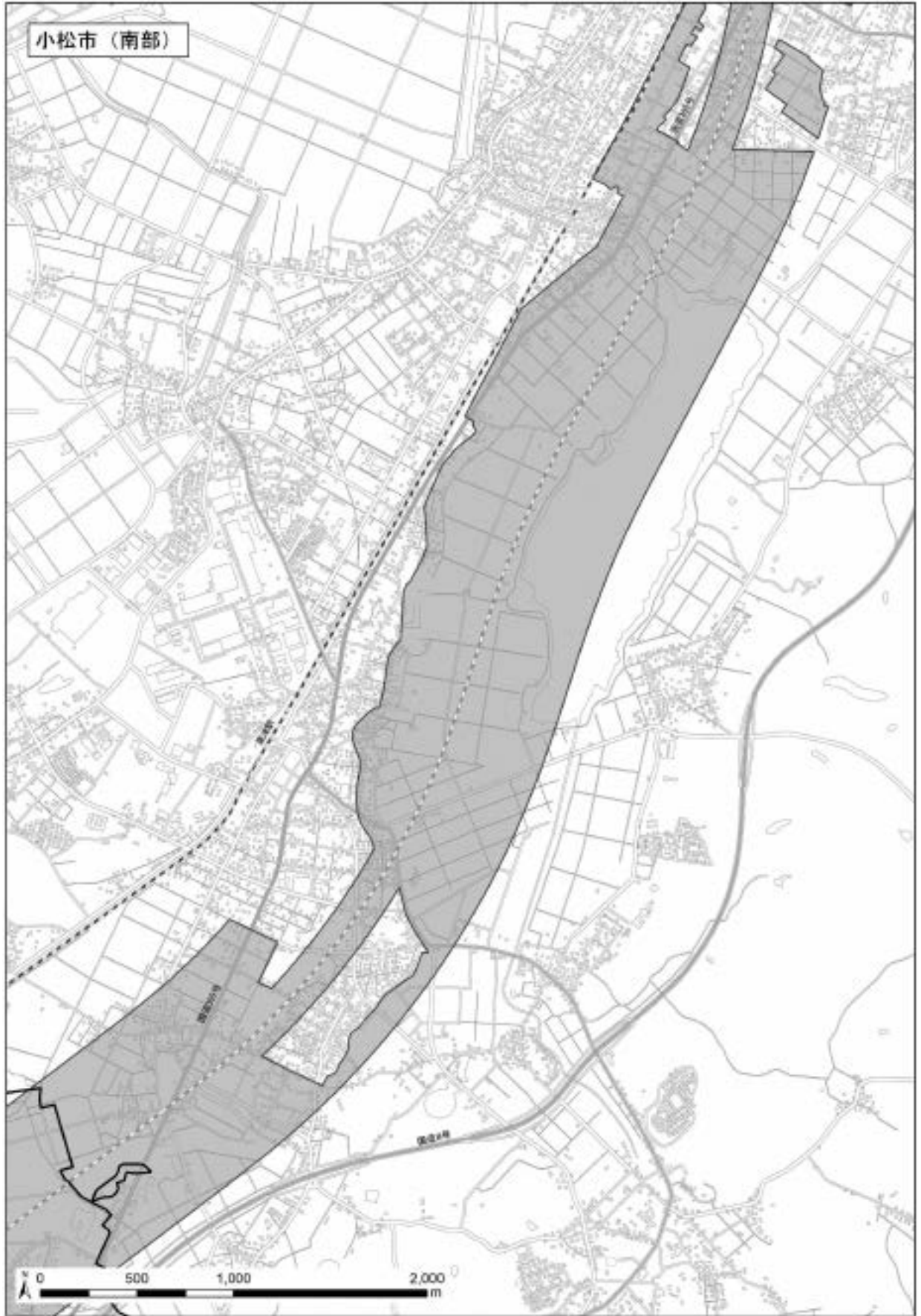


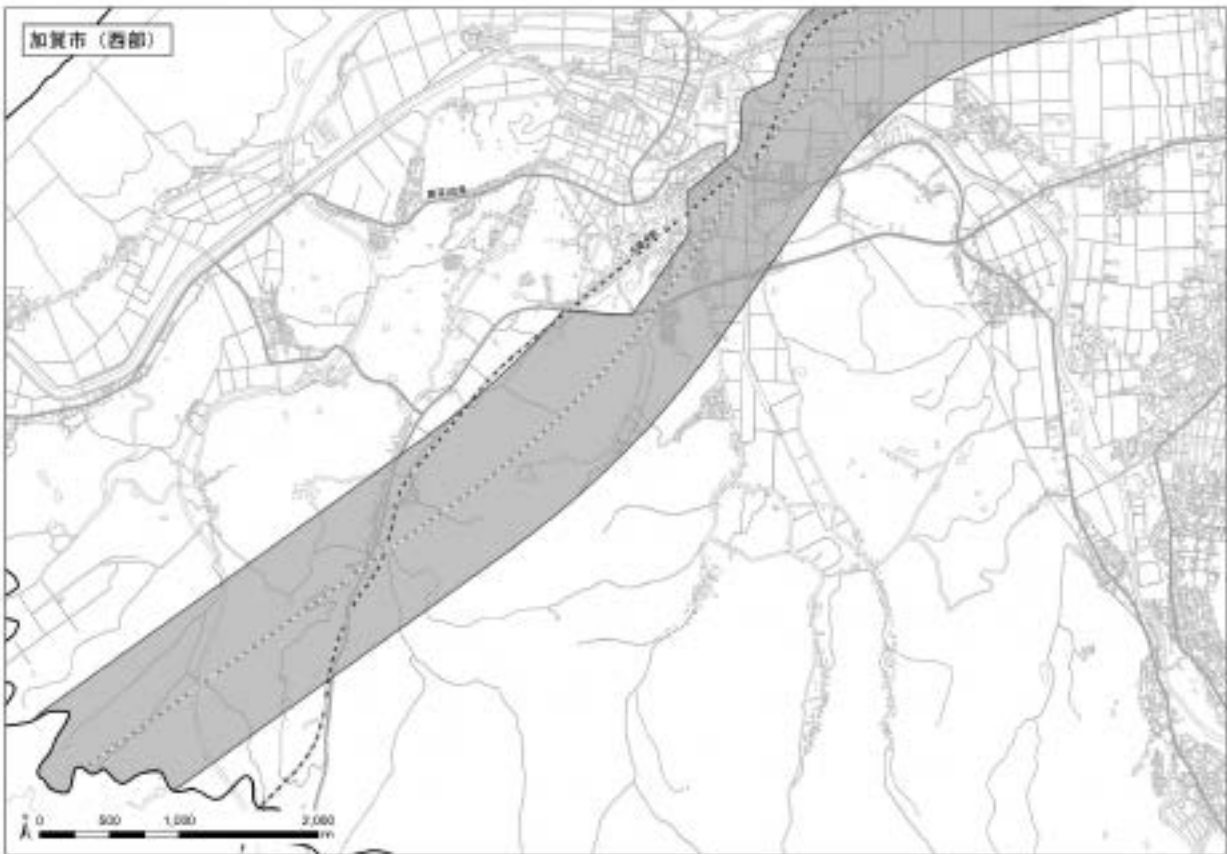
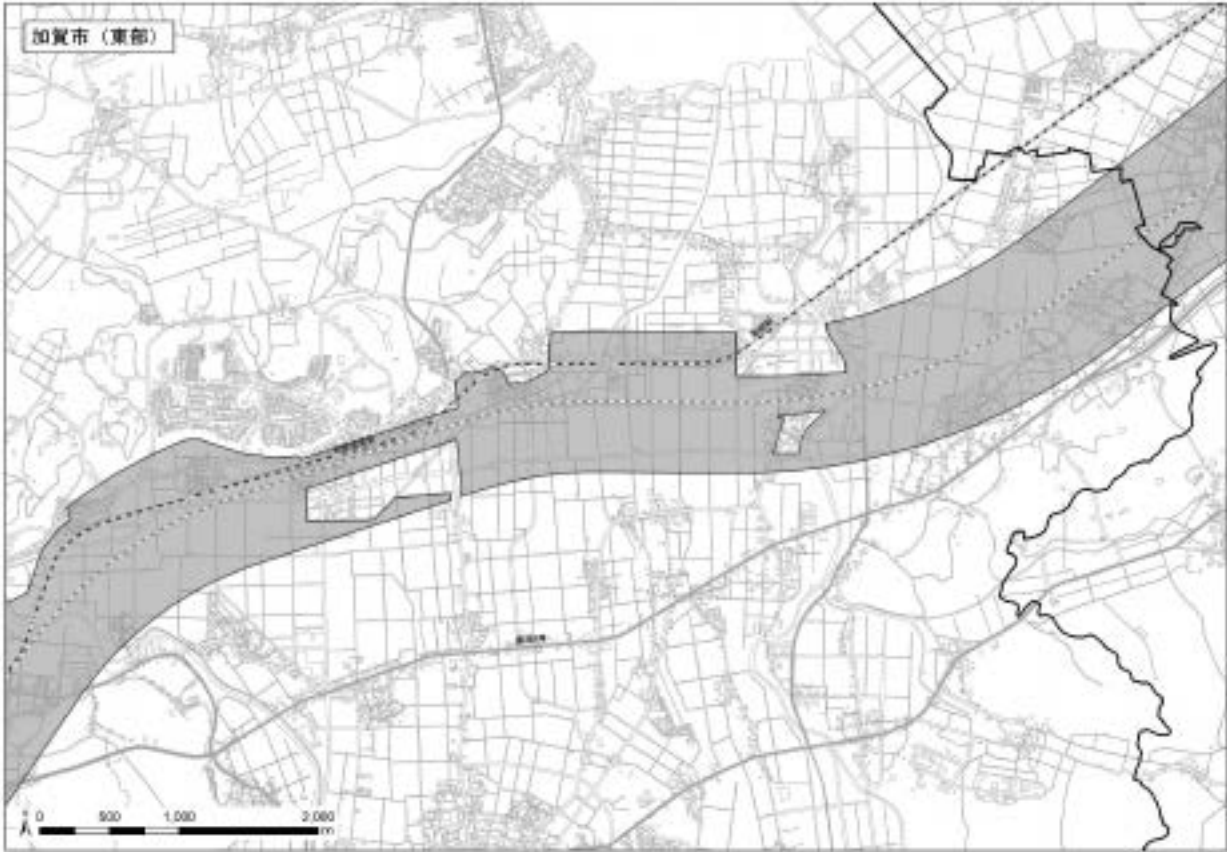














---

**公 告**

---

## 平成30年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2の規定により、平成30年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 試験の日時  
平成30年10月13日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場  
金沢市角間町  
金沢大学 自然科学本館
- 3 試験科目  
公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
- 4 出願に関する書類の受付期間  
平成30年5月14日（月）から同年6月25日（月）まで  
（出願書類一式を調理技術技能センターへ郵送すること。）
- 5 出願に関する書類の提出先  
公益社団法人 調理技術技能センター  
〒103-0012  
東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階  
電話番号 03-3667-1815  
（平成27年4月7日から石川県調理師試験事務を全部委任）
- 6 その他  
出願書類の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益社団法人調理技術技能センターへすること。

---

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第12次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

（「次のとおり」は、省略し、石川県生活環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。）

---

第二種特定鳥獣管理計画の策定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を次のとおり定めた。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

（「次のとおり」は、省略し、石川県生活環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。）

---

鳥獣捕獲等事業の認定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の認定をした。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
北陸環境衛生株式会社	金沢市小坂町西22番地	酒 井 壮 司

## 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 嵐農産	小松市河田町ニ199番地4	小松市河田町リ17番2ほか5筆
浅野 清利	小松市園町イ130番地	小松市園町ト69番1ほか4筆
和田 保人	小松市三谷町イ5番地	小松市三谷町ひ49番
林 博之	白山市向島町10番地	白山市向島町147番1ほか7筆
林 俊一	白山市八田町330番地	白山市八田町1875番
農事組合法人 北辰農産	白山市行町131番地	白山市中ノ郷町4番ほか4筆
森田 利彦	白山市森島町以90番地1	白山市森島町う97番
株式会社 ファーム白山	白山市瀬木野町62番地	白山市瀬木野町92番ほか6筆
有限会社 あさひ	白山市宮永町73番地	白山市八田中町1056番ほか6筆
河畑 吉宗	白山市剣崎町114番地	白山市剣崎町1236番1ほか8筆
農事組合法人 アグリてどり	能美市上清水町口78番地	能美市上清水町88番ほか10筆
中野 紀郎	能美市秋常町ト110番地	能美市高座町68番ほか2筆
山崎 善守	能美市秋常町ル3番地	能美市高座町46番
丸山 秀明	能美郡川北町字舟場島ハ93番地	能美市下清水町ヨ60番ほか11筆
吉村 陽一	能美郡川北町字舟場島ハ74番地	能美市下清水町ヨ24番ほか1筆
有限会社 ひぎし農場	能美郡川北町字山田先出礼315番地	能美郡川北町字三反田中402番1ほか3筆
宮川 吉則	能美郡川北町字橋口123-1	能美郡川北町字田子島ち65番1ほか2筆
中川 利和	能美郡川北町字舟場島ハ12	能美郡川北町字舟場島39番ほか1筆
五坊 正利	金沢市木越町ツ8番地	金沢市木越町ハ82番1ほか1筆
井村 辰二郎	金沢市疋田2丁目210-2	金沢市花園八幡町甲1番ほか41筆
廣瀬 浩	金沢市岸川町チ25番地	金沢市花園八幡町口47番ほか10筆
大多 博	河北郡内灘町字千鳥台2丁目279番地	金沢市花園八幡町甲47番ほか12筆
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市八田町東40番地	金沢市才田町西17番ほか4筆
高田 弘之	かほく市森ル35番地1	かほく市森ヨ62番
松田 政弘	かほく市元女武20-1	かほく市元女三81番ほか1筆
中井 勝	河北郡津幡町字南中条2号80-1	河北郡津幡町字渦端19番1ほか1筆
池野 武秀	河北郡津幡町字渦端ト33番地	河北郡津幡町字渦端443番1
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75番地	河北郡津幡町字川尻ハ61番ほか1筆
小泉 孝	河北郡津幡町字五反田イ28番地	河北郡津幡町字横浜18番1ほか6筆
橋本 堅一	河北郡津幡町字舟橋イ114番地	河北郡津幡町字舟橋104番ほか5筆
高山 実	河北郡津幡町字舟橋ハ64番地	河北郡津幡町字舟橋144番ほか1筆
中川 信幸	河北郡津幡町字舟橋ソ1番地	河北郡津幡町字舟橋ろ31番1
農事組合法人 かさの郷	河北郡津幡町字七黒ホ8番地乙	河北郡津幡町字七黒ろ9番1ほか6筆
農事組合法人 なたうち	七尾市中島町上島6部26番地	七尾市中島町別所六131番ほか70筆

高橋 憲夫	七尾市中島町豊田3部198番地	七尾市中島町豊田参六33番
松中 功裕	七尾市中島町河崎ヌ部13番地	七尾市中島町豊田参九37番
高木 純子	七尾市赤浦町カ部50番地	七尾市赤浦町カ69番1ほか2筆
今井 勉	羽咋市酒井町午124番地	羽咋市酒井町西17番
有限会社 グリーンアース杉浦	羽咋市円井町イ5番地1	羽咋市円井町543番ほか3筆
四十物 晴景	羽咋市滝谷町ウ31番地	羽咋市柴垣町参参1番ほか5筆
合同会社 Red Earth Company	羽咋市柴垣町十六字67番地1	羽咋市滝町83番
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84番地	羽咋市本江町東30番ほか1筆
有限会社 ファーマー	輪島市門前町内保サの51番地	輪島市門前町田村48番ほか79筆
粟蔵水稻 株式会社	輪島市町野町粟蔵白山田32番地	輪島市町野町広江4字25番2ほか18筆
有限会社 川原農産	輪島市町野町徳成谷内口部12番地	輪島市町野町麦生野16番ほか39筆
アジア農業 株式会社	鳳珠郡能登町字当日60字33番地	輪島市門前町山是清25字14番ほか1筆
室木 芳徳	鳳珠郡穴水町字曾良ニ字56番地	鳳珠郡穴水町字曾良ウ9番ほか4筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38号37番地	鳳珠郡能登町字五十里ら部15番2ほか88筆
北能産業 株式会社	鳳珠郡能登町字柳田仁部72の2番地	鳳珠郡能登町字五十里ろ部32番3ほか27筆
農事組合法人 長尾営農組合	鳳珠郡能登町字上長尾梅部32番地	鳳珠郡能登町字上長尾梅36番ほか2筆
干場 昭男	鳳珠郡能登町字上14字53番乙地	鳳珠郡能登町字上ホ33番
的場 清一	鳳珠郡能登町字鶴町26字28番地	鳳珠郡能登町字鶴町新92番
有限会社 内浦アグリサービス	鳳珠郡能登町字清真25字14番地	鳳珠郡能登町字時長38番ほか2筆
赤崎 慎次	鳳珠郡能登町字瑞穂9字237番地	鳳珠郡能登町字瑞穂464番2ほか35筆
東 明忠	鳳珠郡能登町字黒川16号66番地	鳳珠郡能登町字黒川ろ部29番1ほか69筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光ハ部62番地	鳳珠郡能登町字五十里は部29番ほか11筆
出村 進	鳳珠郡能登町字笹川エ部154番甲地	鳳珠郡能登町字笹川ナ部56番ほか28筆
赤田 明	鳳珠郡能登町字笹川ラ部67番地	鳳珠郡能登町字笹川口部2番ほか5筆
農事組合法人 三甲農産	鳳珠郡能登町字当日24字30番地	鳳珠郡能登町字笹川さ部7番ほか6筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字笹川さ部18番ほか53筆
谷口 幸雄	鳳珠郡能登町字五十里ケ部54番地	鳳珠郡能登町字五十里ら部18番2ほか1筆

## 2 認可年月日

平成30年3月30日

## 国土調査の成果認証公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調査を行った者の名称

鹿島郡中能登町

## 2 調査を行った期間

平成26年9月24日から平成29年12月26日まで

## 3 成果の名称

鹿島郡中能登町(能登部下の一部)の地籍図及び地籍簿

## 4 調査を行った地域

鹿島郡中能登町能登部下六七の一部並びに参八、参九、四〇、四壺、四弐、四参、四四、四五、四六、四七、四八、六六、七参及び七四の全部

## 5 認証年月日

平成30年3月30日

- 1 調査を行った者の名称  
白山市
- 2 調査を行った期間  
平成27年7月3日から平成29年3月16日まで
- 3 成果の名称  
白山市(河内町吉岡、吉野の各一部)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
白山市河内町吉岡へ、吉野ノ及び吉野三十字の各一部
- 5 認証年月日  
平成30年3月30日

- 1 調査を行った者の名称  
鹿島郡中能登町
- 2 調査を行った期間  
平成27年4月21日から平成29年12月26日まで
- 3 成果の名称  
鹿島郡中能登町(黒氏、一青及び徳前の各一部)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
鹿島郡中能登町黒氏壺、弐、四、七、八、九、参壺、参五、ヌ及びヲの各一部並びにへ、リ、ソ、ナ、い、ほ、へ、子、元徳前コ及び元徳前ニの全部並びに一青五、弐壺、弐五、弐八、イ、タ、か及びよの各一部並びに一青へ、リ、レ、い、ろ、ほ及びへの全部並びに徳前エ及びらの各一部
- 5 認証年月日  
平成30年3月30日

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報)修正国土広域情報修正)	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	県内全域

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画道路 (3・5・6号大成湊線、3・5・37号湊線)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

選挙管理委員会

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年3月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高橋正浩後援会	高橋正浩	高橋俊朗	七尾市能登島向田町口-40	平成30年2月21日
和田内和美後援会	川淵正	山本利柔	七尾市矢田町24号白土6-117	平成30年2月22日

### 石川県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県郵政政治連盟支部	山本利郎	会計責任者	石田尚史	前村正治	平成29年12月1日
自由民主党石川県金沢市第三十支部	上田雅大	会計責任者	濱谷千晴	泉敦子	平成30年1月1日
日本共産党能登地区委員会	鈴木宏太	代表者	鈴木宏太	新井田義弘	平成30年1月28日
日本共産党加南地区委員会	坂本浩	代表者	坂本浩	本田正和	平成30年2月4日
		会計責任者	本田正和	坂本浩	
自由民主党石川県支部連合会	馳浩	会計責任者	安居知世	西田昭二	平成30年2月26日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
羽咋郡市医師連盟	田村敏博	主たる事務所の所在地	羽咋市鶴多町亀田10の1	羽咋郡志賀町仏木クの15の5	平成29年5月21日
		代表者	田村敏博	四蔵直人	
		会計責任者	森田礼時	田村敏博	
谷本正憲繊維協会後援会	大宮睦夫	代表者	大宮睦夫	伊藤靖彦	平成29年5月24日
石川県土地家屋調査士政治連盟	村谷正己	会計責任者	南知伸	池辺奏	平成29年5月26日
石川県郷友政治連盟	今井義一	主たる事務所の所在地	金沢市尾張町2丁目10-15	金沢市広坂1-9-15	平成29年8月20日
稲村たけお押水地区後援会	蔵岡佐一郎	会計責任者	小松喬	中村光男	平成30年2月10日
珠洲商工連盟	刀裯秀一	会計責任者	泉谷信七	岸弘	平成30年2月14日

### 石川県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
北 野 哲 後 援 会	北 博 人	平成29年12月31日
稲 村 た け お 余 喜 地 区 後 援 会	谷 内 田 昇	平成30年1月31日
た か そ 弘 後 援 会	高 僧 健 一	平成30年1月31日
高 橋 ま さ ひ ろ 後 援 会	高 橋 正 浩	平成30年1月31日
森 善 克 後 援 会	金 森 修 栄	平成30年2月1日